

青森県漁業調整規則の一部を改正する規則案についての意見募集結果

1 人の方から 1 件の意見をいただき、これに対する県の考え方及び反映状況は次のとおりです。

No	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	青森県漁業調整規則第六十一条について 今回の改正案には含まれていないが、第六十一条は、「～の規定に違反した者は～」となっている。 今回の変更箇所の表現に合わせて、「の規程に違反したときは、当該違反行為をした者は～」と改正することを提案する。	第五十八条は自然人を対象とした規定ですが、第六十条により両罰規定とされています。 今回の改正は、漁業法の改正に倣い、自然人を対象とすることを明確化するものですが、第六十一条は両罰規定となっていないため改正は不要と整理しています。	反映困難